

令和5年度医師の働き方改革に伴う 実務者セミナー

福島県医療人材対策室

医療人材対策室

◆ 医師の働き方改革について

概 要

- 我が国の医療が医師の長時間労働に支えられている現状
- ↓ 医師の働き方改革の取組
- 医師の健康確保及び医療の質・安全の確保、持続可能な医療提供体制維持を図る
- ↓
- 働き方改革関連法の施行（平成31年度～）※ 医師への適用は5年間の経過措置あり

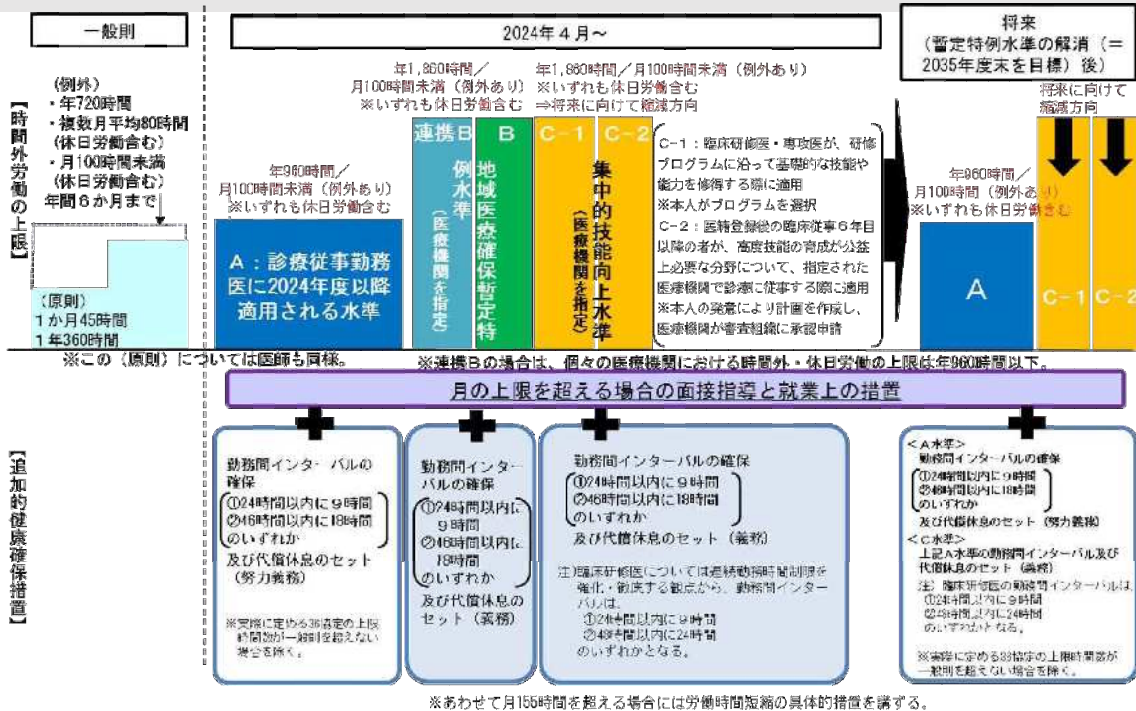
**令和6年4月から、医師についても、時間外・休日労働時間の
上限規制が適用開始**

主な規制の内容

- 時間外・休日労働時間の上限 →（原則）年間 960時間以下
- 一定の要件を満たした医療機関 →（特例）年間 1,860時間以下

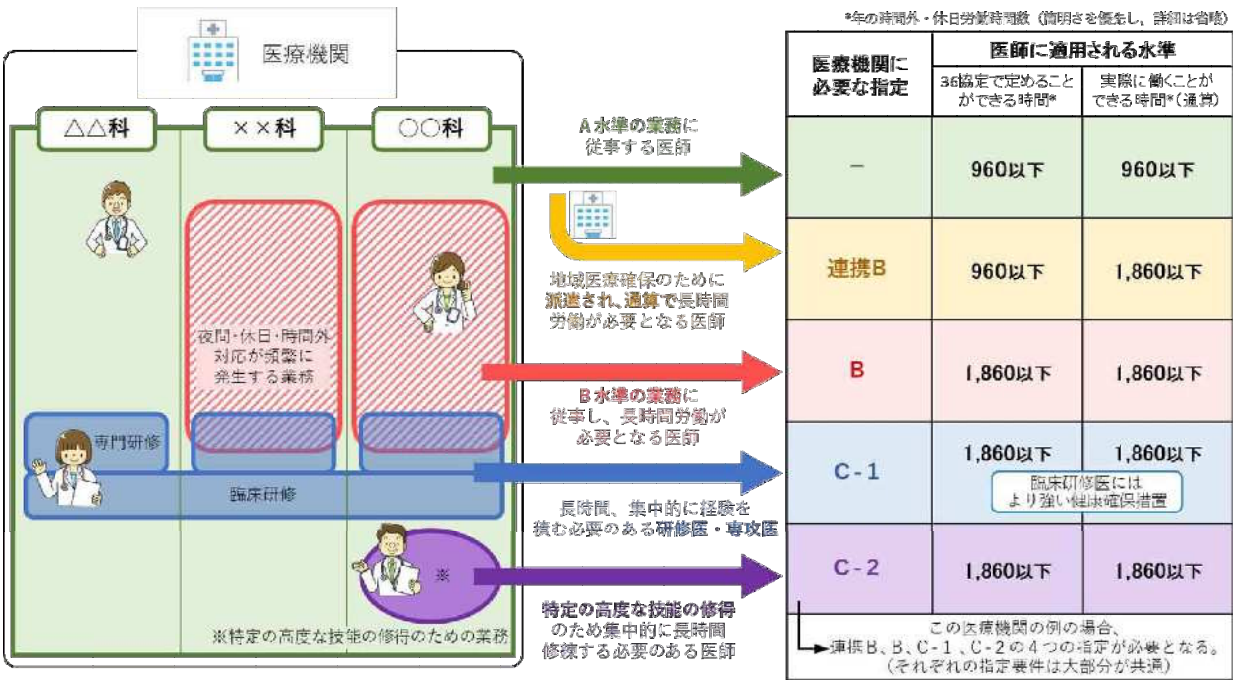
2024年4月以降の姿

2024年4月以降は、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師（連携B・B・C水準の適用医師）のみ



連携B・B・C水準

所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関はそれぞれの水準についての指定を受ける必要がある。



◆ 令和6年4月に向けて医療機関が取り組むこと

○ 医療機関において、医師の勤務実態を把握します。

- ・ 労働時間について
 - ・ 兼業・副業について
 - ・ 自己研鑽の取扱いについて
- 等

○ 目指す水準を設定し、必要な準備、取組を進めます。

令和6年4月以降はA水準を目指す

医師の時間外・休日労働時間が960時間を超えないよう、医師の働き方改革の取組を推進する。

令和6年4月以降はB・C水準を目指す

特例水準を適用するためには、主に下記の手続きを経る必要がある。

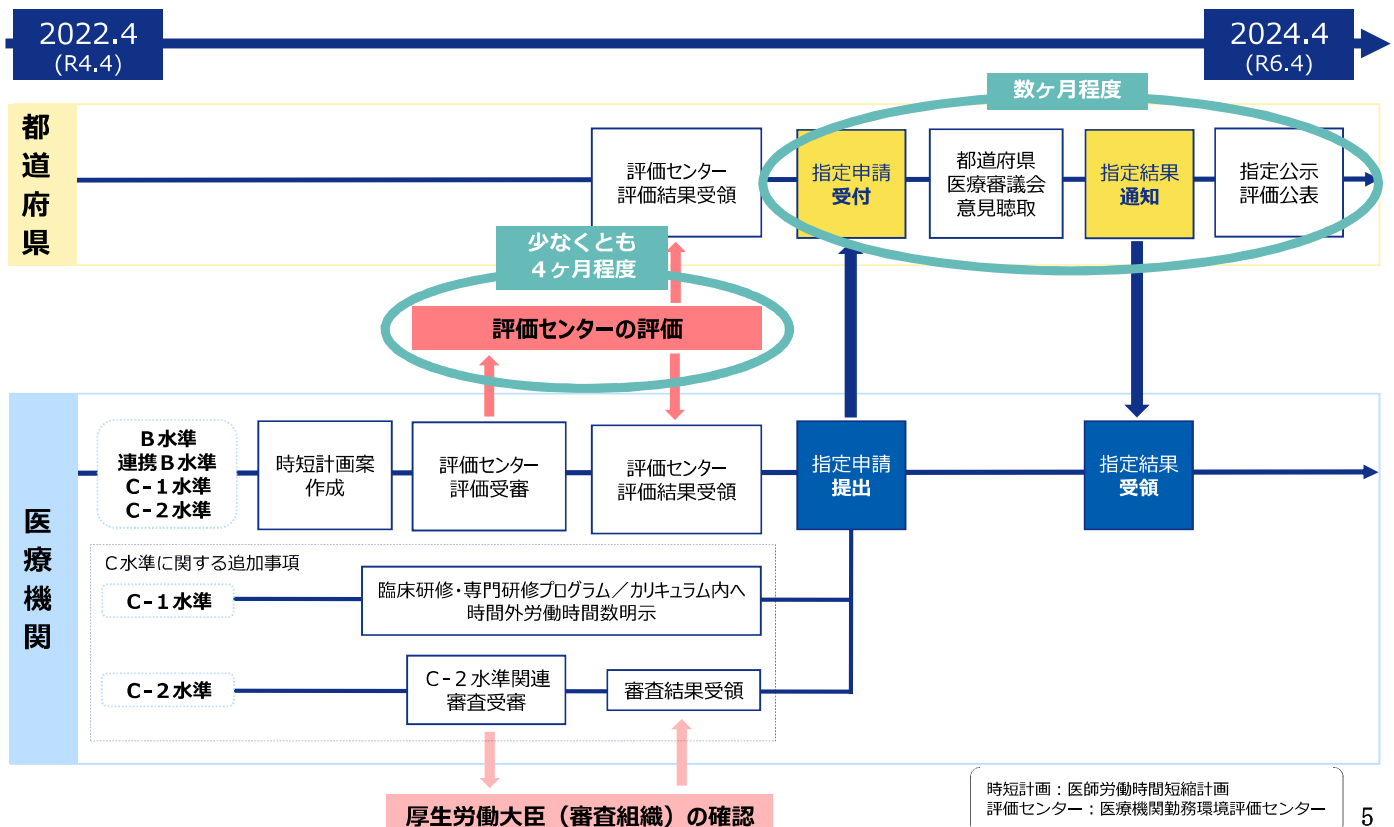
- ① 時短計画案の作成
 - ② 第三者評価の受審
 - ③ 都道府県の指定
- 令和5年度内に完了する必要あり

○ 宿日直許可を取得する。

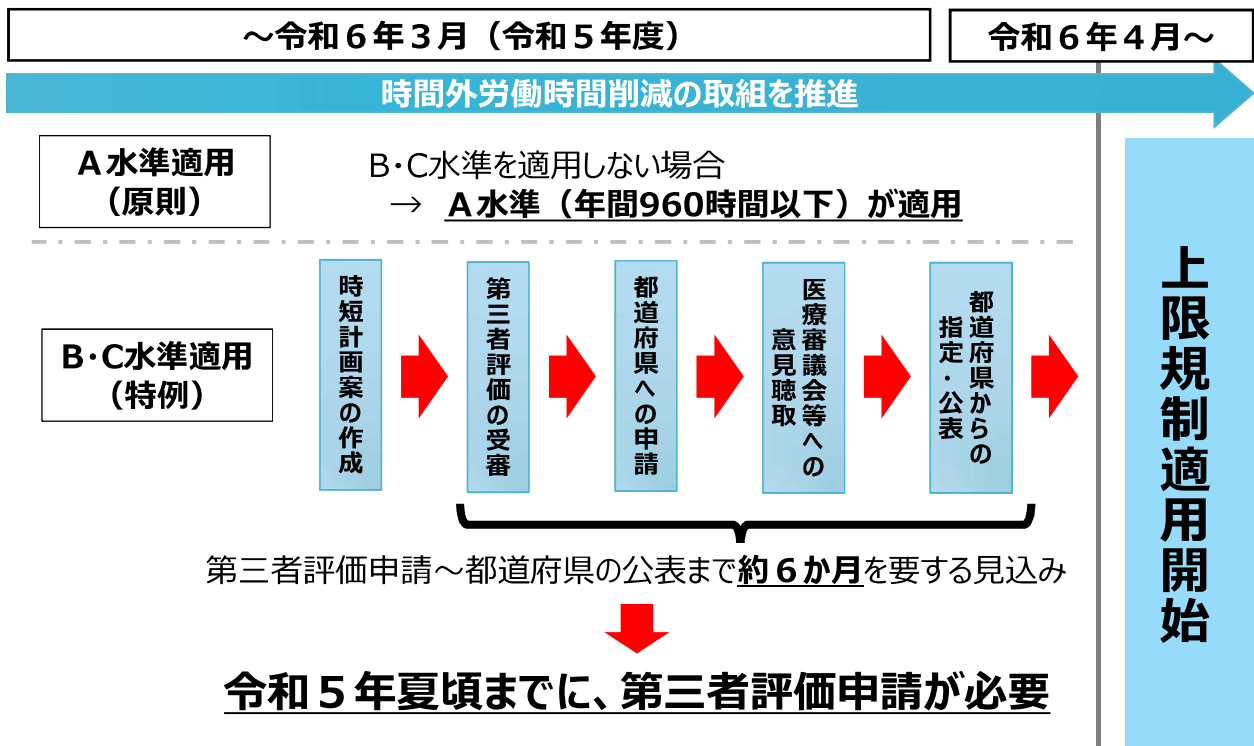
宿日直許可の有無を確認し、医師派遣を受けている場合等、必要な場合は、許可を申請する。

宿日直許可の有無は、水準の設定にも大きく影響する。
許可が取得できない前提で検討・対応を行う必要がある。

B・C水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ



◆ 特例水準の指定を受けるためには…



◆ 特例水準の指定にあたって…

意見聴取

特例水準の適用について、都道府県による指定にあたっては、**医療審議会**の意見を聴取することとされている。

審議内容（予定）

○ 「指定の種類」と「指定事由」の妥当性

指定の種類	指定事由	指定の種類	指定事由
B水準	救急医療	連携B水準	医師派遣
	在宅医療	Cー1水準	臨床研修
	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療		専門研修
			Cー2水準

○ 県による支援方針

◆ 医師の働き方改革に向けて

各医療機関の取組

各医療機関において、時間外・休日労働時間の短縮、宿日直許可取得等の取組を実施

- ⇒ 医療機関の主体的な取組、
院長の理解及びリーダーシップが不可欠
- ⇒ 特例水準を適用する医療機関は、早急な対応が必要

医療機関への支援

医療機関の取組を、県・福島労働局・医師会など関係機関が連携しながら、福島県医療勤務環境改善支援センター（県医師会に委託）を中心に支援

【主な支援内容】

- ・ 相談対応、アドバイザー派遣等
- ・ 時短計画案作成支援
- ・ 宿日直許可取得支援
- ・ 研修会の開催
- 等



一度、福島県医療勤務環境改善支援センターへお問い合わせを！！

ご静聴ありがとうございました。

